○大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例

平成26年9月18日

条例第15号

改正 平成28年3月24日条例第11号

平成30年3月23日条例第7号

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、大宜味村公園等(以下「公園等」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公園等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 公園等の管理は、村長が行う。

2 村長は、公園等の効率的な利用を図るため必要があると認めるときは、適当と認める者にその 管理を委託することができる。

(利用期間)

第4条 公園等の利用期間は、通年とする。ただし、村長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可)

- 第5条 公園等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときについても、同様とする。
 - (1) 集会、祭り、音楽会その他これらに類する催し
 - (2) 行商、募金その他これらに類する行為
 - (3) 営業を目的とする写真又は映画等の撮影
 - (4) その他村長が許可を必要と認める行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を村長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を村長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 村長は、第1項、又は第3項の許可に公園等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (利用の制限)
- 第6条 村長は、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の公園等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公園等の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園等の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

- 第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り 消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。
 - (1) 公園等を利用する者(以下「利用者」という。)がこの条例に違反したとき。
 - (2) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (3) 公益又は公安上必要と認められるとき。
 - (4) 利用者が利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公園等の管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた 場合において利用者に損害が生じても、村長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、 前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

- 第8条 許可を受けた者及び平南川ター滝駐車場を使用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を 納付しなければならない。
- 2 公園等施設を利用するものが入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料 の額は別表第2に掲げる額の2倍に相当する額とする。

(使用料の減免)

第9条 村長は、必要があると認める時は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (使用料の返還)

第10条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、村長が相当な事由があると認めた場合はその限りでない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意若しくは過失により公園等の施設を汚染し、又は破損した場合は、村長が原状に復するに必要と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、村長が特例の事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置		
結の浜公園	大宜味村字塩屋1306—5		
石山展望台	大宜味村字根路銘2268		
大宜味垣門展望台	大宜味村大兼久1039		
平南川ター滝駐車場	大宜味村字津波1570—1		

別表第2(第8条関係)

7177/12/1/07/1/1/1/1/						
項目	区分			使	使用料	
(1) 集会、祭り、音楽会その	1m²当たり	1時間につき	村内		1円	
他これらに類する催し			村外		2円	
(2) 行商その他これらに類す		1時間につき	村内		250円	
る行為						
(3) 出店) 出店	村内	20円			
			村外	50円		
(4) 募金		1日			1,000円	
(5) 営業を目的とする写真又						
は映画等の撮影						
利用者に制限をかけ占用	1m ² 当たり	1時間につき	村内	2円 10円		
により行うもの			村外			
利用者に制限をかけない		1時間につき	村内	500円		
で行うもの			村外	1,000円		
(6) 平南川ター滝駐車場を使	区分			使用料		
用する場合						
	使用時間		8:00~	1時間以	追加30	
			18:00	内	分毎	
駐車使用料	普通乗用車		村外	300円	50円	

(車輌1台につき)	 中型車(マイクロバス)11人乗以	村外	500円	100円
	上の車			
	原動機付き自転車	村外	50円	20円
	自動二輪車	村外	150円	50円
シャワー使用料	1回につき		· ·	100円

駐車使用料及びシャワー使用料以外による使用の場合は、(1)から(5)までの使用料を適用する。